○内閣府告示第三千二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百四十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県勝田郡奈義町

二　地域再生計画の名称　自然とアートの「生涯『総』活躍のまち」づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県勝田郡奈義町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第三千二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県、山口市、長門市及び美祢市

二　地域再生計画の名称　明治１５０年を契機とした観光目的地及び産業創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　山口県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山陽小野田市

二　地域再生計画の名称　山陽小野田市子育て総合支援センター整備・運営事業

三　地域再生計画の区域の範囲　山陽小野田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市及び東温市並びに愛媛県越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町及び砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町及び鬼北町並びに南宇和郡愛南町

二　地域再生計画の名称　更なる高みへ！自転車新文化の推進による愛媛の地方創生実現化事業

三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県

二　地域再生計画の名称　高知県防災関連産業振興事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡大豊町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した子供から高齢者までが安心して生活できる山村づくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡大豊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、直方市、田川市、行橋市及びうきは市並びに福岡県鞍手郡小竹町、田川郡香春町、糸田町、赤村及び福智町並びに京都郡みやこ町

二　地域再生計画の名称　ブランディングによる農林水産業の基幹産業化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、柳川市、八女市、筑後市、大川市、大野城市及びみやま市並びに福岡県朝倉郡東峰村、三潴郡大木町並びに八女郡広川町

二　地域再生計画の名称　県民総活躍社会の実現プロジェクト計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域